○文部科学省令第四十三号

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成三十年法律第五十八号）第二条第三項の規定に基づき、スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

文部科学大臣　萩生田光一

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令の一部を改正する省令

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令（平成三十年文部科学省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（禁止物質） **第二条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十一年の禁止表（二千二十一年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 （国際規約に違反する行為） **第三条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千二十一年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。	（禁止物質） **第二条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千二十年の禁止表（二千二十年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。 （国際規約に違反する行為） **第三条**　法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十九年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百九号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久